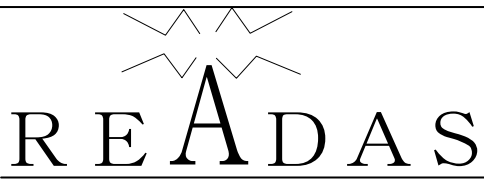


第 5880 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月23日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成29年度の休眠会社のみなし解散

Q：平成29年度の休眠会社のみなし解散について公告があったそうですが、どんな内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

先ごろ、法務大臣から平成29年度の休眠会社等の整理作業（みなし解散）について公告がされました。

全国の法務局では、平成26年度以降、毎年、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を行うこととされています。

休眠会社とは、最後の登記をしてから12年を経過している株式会社をいい、休眠一般法人とは、最後の登記をしてから5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人をいいます。

平成29年10月12日の時点で、休眠会社又は休眠一般法人に該当する会社等が、事業を廃止していないときは、平成29年12月12日までに管轄登記所に「まだ事業を廃止していない」旨の届出や役員変更等の登記の申請をしないと平成29年12月13日付けで解散したものとみなされ、職権で解散の登記がされますので、注意が必要です。

なお、「まだ事業を廃止していない」旨の届出をした場合でも、必要な登記申請を行わないと、また来年、休眠会社・休眠一般法人の整理作業の対象となりますので注意してください。

